

令和8年度清瀬市ホームページへの広告掲載業務に関する仕様書

1 広告掲載に関する仕様

(1) 概要

①所管：清瀬市経営政策部シティプロモーション課

②平均アクセス数 トップページ：22,906件／月

※アクセス数は令和6年11月～令和7年10月の平均値。

(2) 広告掲載内容

i 広告スペース

トップページ : 月15枠 (トップページ下部に5枠×3段表示。年間合計180枠。広告掲載位置については、別紙参照)

ii 広告の規格

■大きさ

天地50ピクセル×左右150ピクセル

■情報形式

GIF形式 (アニメーションGIF不可)

■情報量

1バナーにつき30KB以内

■内容

利用者が市ホームページの内容の一部であるかのように誤認する恐れのないもの

■デザイン・色彩等

障害者の利用に配慮し、かつ、市のイメージを損なわないもの日本産業規格JIS X 8341-3:2016に準拠するもの(バナーの背景色と文字色のコントラスト比については、その確保のために、カラー・コントラスト・アナライザまたはそれに類するものを使用し、準拠するものであるかを広告事業者で確認を行うこと)

(3) その他条件等

- ①メンテナンスや障害等によりホームページの公開が停止する期間についても、掲載期間に含まれるものとする。
- ②1バナーの掲載期間は原則1ヶ月以上とする。
- ③広告掲載者の選定及び掲載内容については、「清瀬市有料広告掲載取扱要綱」及び「清瀬市ホームページ広告掲載取扱基準」に則ること。
- ④広告掲載にあたっては、掲載開始日の2週間前までに「清瀬市ホームページ有料広告掲載申込書」を提出し、市長の承認を得ること。
- ⑤広告掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、清瀬市シティプロモーション課と協議すること。
- ⑥広告掲載内容については、契約事業者の責任とし、清瀬市は一切の責任を負わない。

⑦バナー広告掲載ページのアクセス数、各バナーのクリック数については、契約事業者からの申し出があった場合、必要に応じて清瀬市経営政策部シティプロモーション課から広告事業者へ報告するものとする。

2 業務基準

契約書、仕様書に定めるもののほか、「清瀬市有料広告掲載取扱要綱」及び「清瀬市ホームページ広告掲載取扱基準」に基づいて行う。これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、市と協議の上、市の指示によりこれを行う。

3 広告原稿の納品

広告原稿については、内容等に関する承認を受け、完全版下（データ形式はG I F）で清瀬市経営政策部シティプロモーション課に納品する。

4 契約期間

契約を締結した日の翌日から令和9年3月31日まで。

5 広告料金の納付

契約事業者は、市が発行する納入通知書により、令和8年6月30日までに広告料を納入するものとする。

6 広告作成の留意点

- (1) 行政ホームページに相応しくない、奇抜な色使いは避けること。
- (2) ホームページ全体の雰囲気や、他の広告と比較して著しくバランスを欠く表現となっている場合には、是正を求めることがある。